

新潟市告示第 2 6 5 号

振動規制法に基づく振動規制地域の一部改正について

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定により，振動規制法による振動規制地域の指定（令和 2 年新潟市告示第 5 1 2 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

新潟市長 中原 八一

規制する地域

<p>第一種区域</p>	<p>都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域及び同項第 7 号の規定による風致地区（第 1 秋葉風致地区及び第 2 秋葉風致地区を除く）並びに寺地の一部，立仏の一部，鳥原の一部，金巻の一部，鱒潟の一部，鱒潟一丁目の一部，和泉の一部，上新田の一部，神屋の一部，北田中の一部，小坂の一部，十五間の一部，上下諏訪木の一部，七軒の一部，白根ノ内七軒の一部，高井興野の一部，高井東一丁目，高井東二丁目の一部，高井東三丁目，戸頭の一部，新飯田の一部，根岸の一部，能登の一部，白根古川の一部，保坂の一部，七穂の一部，居宿の一部，大倉の一部，大倉新田の一部，山王の一部，山王新田の一部，吉江の一部，吉田新田の一部，味方の一部，西白根の一部，浦ノ入の一部，木崎の一部，樋ノ入の一部，小須戸の一部，横越上町一丁目の一部，横越の一部，早通一丁目，早通二丁目，川崎の一部，鮎の一部，善光寺の一部，曾根の一部，松崎の一部，旗屋の一部，槇島の一部，東船越の一部，三ツ門の一部，河間の一部，門田の一部，東小吉の一部，小吉の一部，割前の一部，巻甲の一部，堀山新田の一部，巻乙の一部，赤鎗の一部，上小吉の一部，高野宮の一部，中之口の一部並びに潟浦新の一部の区域</p>
<p>第二種区域</p>	<p>都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び寺地の一部，山田の一部，鳥原の一部，大野町の一部，下塩俵の一部，中塩俵の一部，上塩俵の一部，根岸の一部，保坂の一部，小坂の一部，神屋の一部，十五間の一部，鱒潟の一部，七軒の一部，白根古川の一部，小蔵子の一部，田中の一部，戸頭の一部，新飯田の一部，上新田の一部，居宿の一部，西白根の一部，内島見の一部，木崎の一部，笹山の一部，樋ノ入の一部，小須戸の一部，横越上町一丁目の一部，曾根の一部，旗屋の一部，赤鎗の一部，高野宮の一部，小吉の一部，長場の一部，針ヶ曾根の一部，門田の一部，東小吉の一部，六分，安尻の一部並びに下和納の一部の区域</p>
<p>備考                  規制する地域を示す図面は，別図「振動規制地域図」のとおりとする。                  なお，別図は新潟市環境部環境対策課において縦覧に供する。</p>	